

玉 掛 け 技 能 講 習

この講習は岩手労働局長登録機関(登録番号48-1030)として、労働安全衛生法に基づいて実施するものです。つり上げ荷量1トン以上のクレーン等の玉掛け業務に就くときは、玉掛け技能講習修了証を有する者でなければ就業できないことになっております。(クレーン運転士などの資格のみでは荷掛け、荷はずしはできません)この講習を受講し、学科及び実技試験に合格した方に『修了証』を交付いたします。(後日交付)つきましては、資格取得に必要な技能講習を下記日程により開催いたしますのでご案内申し上げます。

1. 日 時 学科 平成31年4月15日(月)～16日(火) 8:45～17:05 (受付8:30 リエンション8:45)
 実技 1回目 平成31年4月17日(水) 7:45～17:30 (集合7:45) (30名)
 2回目 平成31年4月18日(木) 7:45～17:30 (集合7:45) (20名)
 ※ 集合時間は厳守してください。遅刻、早退、欠課の場合は受講修了と認められませんのでご注意ください。
 *実技は申し込み順に2回に分けて実施します。*受講者が少ない時は1回目のみの実施となります。

2. 会 場 学科 気仙教育会館 (大船渡市盛町字東町14-2) ◎駐車場あり
 (複数名でお申込みの場合はできるだけ乗り合わせをお願いいたします。)

実技 ㈱阿部長商店大船渡食品 (大船渡市大船渡町字欠の下向) ◎駐車場あり

3. 受講資格 18歳以上の方(18歳未満で受講の方は、18歳より修了証が有効となります。)

4. 修了試験 学科・実技講習科目について修了試験を行います。

5. 受講料等 【全科目受講者】 25,380円 (消費税8%込) (受講料 23,760円 テキスト代 1,620円)
 【一部免除者】 23,220円 (消費税8%込) (受講料 21,600円 テキスト代 1,620円)

6. 一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。

- (1) クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。
 (2) 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了したもの。

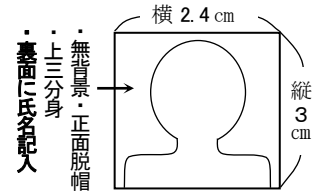
- 免除科目 (イ) 学科→クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識
 (ロ) 実技→クレーン等の運転のための合図

7. 申込締切日 4月5日(金) ただし先着50名に達し次第締切らせていただきます。
 締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消されることがありますのでご注意ください。

8. 申込方法 裏面の「受講申込書」に受講料・テキスト代・写真1枚(右図参照。鮮明なもの)を添えて下記までお申込みください。また、一部免除申請のある方は、該当する免許証、修了証のコピー(顔写真が確認できるもの)を貼付願います。ただし技能講習修了証明書(通称まとまるくん)は不可。

(申込書FAX可。免許証、修了証のコピー、写真は郵送願います。)

※ 銀行送金の場合は、申込締切日までに下記口座へお振込みください。



(公財) 岩手労働基準協会 大船渡支部 電話 0192-47-3882 FAX 0192-47-3887

〒022-0003 大船渡市盛町字中道下2-25 大船渡商工会議所 別棟2階

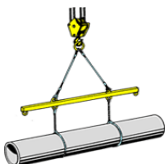
岩手銀行 大船渡支店(普) 0318834 ※お振込手数料はご負担願います。

9. キャンセルの取扱 4月8日(月)以降の申込取消及び欠席については、受講料のお返しはできません。

10. カリキュラム

1日目(学科)	2日目(学科)	3日目(実技)
8:45～9:00 リエンション 9:00～17:05 クレーン等の玉掛けの方法 (休憩10:00～10:05, 11:05～11:10 昼食12:10～12:50 休憩13:50～13:55, 14:55～15:00, 16:00～16:05)	9:00～10:00 クレーンに関する知識 10:05～13:50 クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 13:55～14:55 関係法令 15:00～16:00 学科試験 (休憩10:00～10:05, 11:05～11:10 昼食12:10～12:50 休憩13:50～13:55, 14:55～15:00)	7:45～14:45 クレーン等の玉掛け (休憩9:15～9:20, 10:45～10:50 昼食12:00～12:40 休憩13:45～13:50) 14:50～15:50 運転のための合図 15:50～17:30 実技試験 *終了時間は試験の状況により前後します。

11. その他 (1) 受講票は締切日後に郵送いたします。講習日3日前までに届かないときは当支部へご連絡ください。
 (2) 一部免除受講者は該当する免許証、修了証を原本確認のため受講日に必ずご持参ください。
 (3) 筆記用具・電卓を必ずご持参ください。(試験時は、鉛筆・消しゴム使用。電卓機能付携帯電話は使用不可。)
 (4) 学科修了後の実技日程を次回へ繰越等の変更は出来ませんので、充分ご注意ください。
 (5) 実技講習にはヘルメット(貸出有)、ホイッスル、革手袋、安全靴等服装を整えてください。
 (6) 昼食をご準備ください。
 (7) 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
 (8) 雇用調整助成金受給事業所は、教育訓練の対象になることがあります。
 (9) 大船渡市求職者資格取得支援事業の対象講習です。大船渡市に住所を有し、安定所に求職申込みをしている方は当支部へお問い合わせください。(ただし、給付条件あり)



玉掛け技能講習 受講申込書

No. _____

※実技受講日は原則申込書提出順となります。

学科 平成31年 4月15日(月)～16日(火)

実技 1回目:平成31年 4月17日(水)

2回目:平成31年 4月18日(木)

※協会使用欄

実施管理者	原本確認	免除要件確認

ふりがな		生年月日	昭和			
氏名			平成			
現住所	(番地まで詳しくご記入ください) 〒 ー	TEL () () () 緊急用 携帯電話 () () ()				

(※個人受講者は、勤務先の記入の必要はありません。)

勤務地	所在地	〒 ー	TEL () () () FAX () () ()		
	事業場名 代表者名			担当者名	
※該当箇所にお印をお付けください。		(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会 員	非会員	受講料振込予定日
		受講票送付希望先	勤務先	自宅	

平成 年 月 日

受講者名 (本人自署) _____

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

【 受講一部免除申請書 】

運転士免許証・技能講習修了証貼付欄 (裏面にも記載がある場合は、忘れずに貼付してください。)

※一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。

- (1)クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許または揚貨装置運転士免許を受けたもの。
- (2)床上操作式クレーン運転技能講習または小型移動式クレーン運転技能講習を修了したもの。

※受講一部免除申請者は、該当する運転士免許、技能講習修了証の写し(顔がはっきり確認できるもの)を申込書に貼付し、**原本確認のため受講当日に必ずご持参ください。ただし、技能講習修了証明書(通称まとまるくん)は不可。**

※氏名が申込書と異なる場合は無効となりますので、講習会前までに書替し提出してください。

(記入に際しての注意事項)

- 1) 氏名(ふりがな)、生年月日、現住所欄には、誤りのないよう、はっきりと丁寧にご記入ください。(鉛筆書き不可)
- 2) 忘れずに**担当者名**をご記入ください。

※申込書に記入された個人情報に係る事項は、本講習の事務処理に関する以外には使用いたしません。